**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県一宮市島村字西山三番地、最後の住所愛知県一宮市大和町苅安賀字狭間七〇番地愛厚ホーム一宮苑

被相続人　亡　堀　たか子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

愛知県江南市古知野町朝日一六五番地ナガタニビル二階東室弁護士法人クローバー江南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾関　育良

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県南あわじ市北阿万筒井四二番地、最後の住所大阪市東淀川区下新庄四丁目二七番三―三〇七号　被相続人　亡　名垣　孝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県田川市大字位登六八七番地二、最後の住所大阪府堺市西区平岡町一八一番地一〇津久野台マンション二〇六号

被相続人　亡　馬場　隆憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県伊丹市堀池四丁目七五番地、最後の住所兵庫県伊丹市堀池四丁目七番一三―一号　被相続人　亡　辰巳　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号　C―三ビル五階　相続財産管理人　田中　賢一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県大和郡山市城南町一番、最後の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵四二九番地の一　被相続人　亡　井上　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

奈良県奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階　やすらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小泉　隆志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県八女郡八幡村大字川犬一三八二番地、最後の住所不明

被相続人　亡　井上タニヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月九日

事務所福岡県筑後市大字羽犬塚一二一番地二　下川司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　下川慎一郎

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年二月九日

一、墳墓等所在地　福井県敦賀市呉竹町一丁目二八

一、墳墓の基数及び名称　二十基、来迎寺野墓高徳寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　甲楽城政次郎、糀屋伊三郎、源山屋五兵衛、釋教善、釋尼妙善、松橋源之助、長浜屋源次郎、長兵衛、釋尼妙玄、釋源浄、田中家、釋純信、釋尼貞敬、釋義竟、玉屋仙助、山本氏、田倉家長兵衛、釋道圓、釋尼克須、山本氏、釋智晃、釋妙空、釋照久、釋照智、出口嘉兵衛、澤屋喜十良、澤家、本籍及び氏名不詳墓石　七基

一、改葬を行おうとする者　福井県敦賀市神楽町二丁目五番一八号　宗教法人　高徳寺

**任意清算公告**

当社は、平成二十七年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月九日

秋田県能代市落合字綱割一三番地一七三

合資会社ぱーとなー

代表社員　武田　光男

**債権申出の公告**

当社は、平成十三年十月十二日付で破産手続廃止の決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年七月二日、神戸地方裁判所姫路支部（平成二十七年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

**所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告**

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申出下さい。

平成二十八年二月九日

青森県弘前市大字松森町五三番地五

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

佐藤　光博　東京都世田谷区船橋五―一六―二二

鈴木　健一　青森県弘前市大字千年三―二―一五

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月九日

兵庫県加古川市東神吉町砂部三五四番地の九七

金澤開興株式会社

清算人　谷林　一憲

連絡先　兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地　谷林・小川法律事務所

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月十八日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月九日

東京都中央区日本橋富沢町八番八号

西川産業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

荒川　泰典

**債権申出の公告（第三回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年二月九日

東京都千代田区神田錦町三丁目二三番地

株式会社ＪＯＬＥＤ確定給付企業年金

清算人　米澤　肇

桜紙業包装用品株式会社

代表取締役　櫻田　浩康

株式の種類及び数

普通株式　一〇、〇〇〇株

普通株式　四〇〇株